

日本消化器癌発生学会

利益相反の取扱いに関する指針

第1版

日本消化器癌発生学会(以下、本学会という)は、「日本消化器癌発生学会利益相反の取扱いに関する指針」を次のとおり定める。

第1条(本学会学術集会等における利益相反事項の届出と開示)

本学会が主催する学術集会で発表・講演を行う場合、本学会員、非学会員に拘わらず、学術集会での発表者(以下、対象者という)は、開示・公開すべき事項*に関して、過去1年間における該当する筆頭発表者の利益相反状態の有無(委員会で筆頭発表者のみを対象とすることに決定)を第1条の4に定める時期及び方法により学会事務局に届け、該当する利益相反状態の有無を、発表スライドの最初(または演題・発表者など紹介するスライドの次)に、あるいはポスターの最後に記載してこれを開示・公開する。

第1条の2(開示・公開すべき事項)

対象者は、自らに関する次の1から7の各号について、第1条の3に定める届け出基準に該当する場合は、その利益相反の状況を第1条の4に定める時期及び方法により、本学会に対し申告する義務を負うものとする。また、対象者は、その配偶者、一親等以内の親族、または収入及び財産を共有する者についても、次の1から7の各号について、第1条の3に定める基準に該当する場合には、利益相反の状況を第1条の4に定める時期及び方法によって本学会に申告する義務を負うものとする。

- 1 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職
- 2 株の保有
- 3 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料
- 4 企業や営利を目的とした団体から会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)
- 5 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- 6 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
- 7 その他の報酬(研究とは直接関係のない、旅行、贈答品など)

第1条の3(届出を必要とする基準)

第1条の2の各号に示す開示・公開すべき事項について、届出が必要な基準は次の1から7の各号の通りとする。

- 1 研究に関連する企業や営利を目的とした団体(以下、企業や営利を目的とし団体という)の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上の場合。

- 2 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合。
- 3 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合。
- 4 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席または発表に対し、研究者を拘束した時間または発表等に関する労力に対して支払われた日当、講演料などについては、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計100万円以上の場合。
- 5 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、一つの企業・団体からの年間の原稿料が合計100万円以上の場合。
- 6 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費（受託研究費、奨学寄付金、委任経理金など）については、一つの臨床研究（下記※参照）に対して支払われた総額が年間200万円以上の場合。奨学寄付金（奨励寄付金）については、一つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合。
- 7 その他の報酬（研究とは直接関係のない、旅行、贈答品など）については、一つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合。

第1条の4（学術集会発表者による利益相反状態の届出時期及びその方法等）

学術総会の利益相反に関する届出は抄録登録時に、登録前の1年間について行う。また、届出は、学術総会における発表のための抄録の登録要領とともに示される利益相反状態の届出のための書式に従って作成し、抄録とともに電磁的記録として事務局宛送信することにより届出るものとする。なお、届出の内容は、第1条の2の各号に定める基準に該当する開示・公開すべき事項の他に次の1から4の各号を含むものとする。抄録登録後に新たな利益相反状態が生じた場合には、発表者は発表までに追加・変更の申告を行うものとする。

- 1 研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償、無償の別を問わない）
- 2 研究において評価される療法・薬剤等について、関連する特許を保有し、もしくは評価対象に関する機器・薬剤の製造・販売等を行っている関係
- 3 研究において使用される薬剤・機材等は無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- 4 研究について研究助成・寄付等をしている関係

第2条（学会役員の利益相反事項の届出と開示）

学会役員の届出と開示・公開する義務のある利益相反状態は、本学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限る。なお、学会役員とは、理事、監事、倫理問題検討委員会委員をはじめ学会に設けられた各種の委員会において理事長より委嘱された委員長を言う。また、倫理問題検討委員会は委員全員が届出を行う。本学会の役員は、就任時及び就任後の1年ごとに「役員の利益相反自己申告書」（様式1）を提出して届けなければならない。また、在任中に新たな利益相反状態が発生した場合はその内容を、8週以内に様式2に定める追加申告書をもって届出る義務を負うものとする。当該届出に関する開示・公開すべき事項や基準は、就任時及び就任後の1年ごとに行う届出に準ずるものとする。なお、当該「追加自己申告書」には、新たな利益相反状態が発生した時点から起算して、過去1年間分の利益相反状態を記入するとともに、その算出期間を明示する。

第3条（学術総会会長の利益相反事項の届出と開示）

学術総会会長の届出と開示・公開する義務のある利益相反状態は、本学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限る。学会が実施する学術総会会長は、その選任にあたり、事前に様式1に定める学術総会会長等にかかる報告事項を、理事会に対して文書で届出なければならない。学会役員等として既に情報を届出ている場合は、それと重複しないものについて届出ることである。学術総会会長は、その任期中に利益相反事項に変動が生じたときは、遅滞なくその内容を、様式2に定める追加申告書をもって理事会に届出なければならない。

第4条（利益相反事項の取扱い）

日本消化器癌発生学会に提出された利益相反情報は、消化器癌発生学会事務局において、理事長を管理責任者とし、個人情報として厳重に保管・管理しなければならない。学会理事の任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関する利益相反情報は、任期満了者については最終の任期満了の日から2年経過した時点で、委嘱の撤回が確定した者については確定後遅滞なく、管理責任者の監督下において削除し廃棄するものとする。但し、削除し廃棄することが適当でないとして理事会が認めた場合には、当該申告者の利益相反情報の削除による廃棄を保留できるものとする。学術総会会長に関する利益相反情報に関しても学会理事の場合の扱いに準ずるものとする。

第4条の2 利益相反情報は、本学会が、当該個人と学会の活動との間における利益相反の有無及び程その判断に従った処理を行う目的で、本規程に従い、本学会の理利用できるものとする。その利用に際しては、利用目的の範囲内に限り、また、上記の利用目的に照らし開示が必要と判断された者以外の者の情報を開示してはならない。

第4条の3 利益相反情報は、第4条第2項の場合を除き、原則として非公開とする。利益相反情報は、学会の活動、委員会の活動、臨時の委員会等の活動等に関して、学会として社会的または道義的な説明責任を果たすために公表・開示することが必要がある場合は、理事会の議を経て、必要な範囲で学会の内外に公表・開示することができる。但し、利益相反情報の開示に関する事項を所管する理事により、倫理問題検討委員会の助言のもとに公表・開示の可否の決定をさせることができる。この場合、公表・開示される利益相反情報の当事者は、公表・開示の前に、理事会もしくは決定を委嘱された理事に対して意見を述べるができる。但し、公表・開示について緊急性が認められ、その意見を聞くことが出来ない場合は、その限りではない。

第5条（倫理問題検討委員会）

理事会が指名する理事1名及び委員若干名により、倫理問題検討委員会を構成する。倫理問題検討委員会は、利益相反ポリシー並びに本規程に定めるところにより、会員の利益相反状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネジメントと違反者への対応を行う。倫理問題検討委員会にかかる利益相反事項の報告及び利益相反情報の取扱いについては、前条の学会役員に関する規定を準用する。

第6条（届出違反への措置）

本学会学術集会等の発表予定者による利益相反届出について、必要な届出がなされない、または届出事項の内容について、倫理問題検討委員会が社会的もしくは道義的に疑義を認めると判断した場合、本学会として社会に対する説明責任を果たすために、倫理問題検討委員会が十分な調査、ヒアリングなどを行い、適切な対応を行わなければならない。

第6条の2 学会役員、学術総会会長の本規程において利益相反情報の自己申告が定められている学会委員及びその候補者から就任前あるいは就任後に申告された利益相反状態の内容に、その任にあたるに相応しくない内容を倫理問題検討委員会が認めた場合は、倫理問題検討委員会委員長は理事長に対し、文書をもってその旨を報告する。

附則

第1条（施行期日）

本規程は、平成24年6月1日から施行する。

第2条（役員等への適用に関する特則）

本規定施行のときに既に学会役職者に就任している者については、本規程を準用して速やかに所要の報告等を行わせるものとする。